

令和2年4月14日
出入国在留管理庁

特定技能外国人の支援として行う
定期的（3か月に1回）面談の実施方法

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、特定技能外国人及びその監督的立場にある者との面談については、事態が収束するまでの当面の間、直接に対面して話をする方法によらずに、テレビ電話、電話等の方法でも差し支えありません。